

ただいま議題となりました議案第99号宇部市体育施設条例中一部改正の件外9件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第99号から第101号まで、第103号から第108号まで及び第112号についていずれも全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決しました。

それでは、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第101号宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件についてです。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、スマートフォンを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするための規定を追加するとともに、所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、スマートフォンによるコンビニ交付サービスの具体的な申請方法についてただしたところ、現在、コンビニ交付による証明書発行については、マイナンバーカードを多機能端末機にかざし、暗証番号を入力することにより行われているところであるが、このたびの改正によって、スマートフォンにマイナポータルアプリからスマートフォン用利用者証明用電子証明書を設定し、スマートフォンを多機能端末機にかざすことで、証明書発行が可能になるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号宇部市渡辺翁記念会館に係る指定管理者の指定の件及び議案第105号宇部市文化会館に係る指定管理者の指定の件についてです。

これら2議案は、渡辺翁記念会館及び文化会館の2施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

両議案は関連がありますので、本委員会においては一括して審査を行いました。

それでは、審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、令和6年1月からの改修工事により休館する宇部市文化会館の指定管理者の業務内容についてただしたところ、このたびの両施設の指定管理候補者は、施設休館という特殊な事情に鑑み、適切な管理運営を行っている現行の財団に任せることが適当であるため、引き続き同財団を選定するところである。休館中の業務については、設備等の保守点検のほか、休館中の当館の代替施設への案内や令和8年度開館に向けた受付業務等であるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、議案第104号及び第105号両議案ともに全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。